

議案第59号

副町長の選任について

猪名川町副町長に次の者を選任したいので、同意を求める。

住 所 猪名川町若葉2丁目58番地

(ふりがな) (もり まさひろ)

氏 名 森 昌 弘

生 年 月 日 昭和40年5月27日

令和7年9月24日提出

猪名川町長 岡 本 信 司

(提 案 理 由)

副町長 奥田 貢 が、令和7年9月22日をもって任期満了となつたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、同意を求めるものである。

(参考資料)

1 主な経歴

平成 2年3月 大阪産業大学卒業
平成 2年4月 関西銀行株式会社入社
平成 3年1月 関西銀行株式会社退職
平成 3年4月 猪名川町役場採用
平成 23年8月 学校教育課長
平成 27年4月 参画協働課長
平成 29年4月 住民保険課長
令和 2年4月 企画総務部長

2 地方自治法（抜粋）

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び副市町村長の任期は、4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第164条 公職選挙法第11条第1項又は第11条の2の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

2 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第11条第1項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

公職選挙法（抜粋）

（選挙権及び被選挙権を有しない者）

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- (1) 削除
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法

律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

(5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2・3 (略)

(被選挙権を有しない者)

第11条の2 公職にある間に犯した前条第1項第4号に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。